

- 〈7/16 監視チームにおける議論のまとめ〉
1. 前回までの会合における議論のまとめに対する回答について
① TVF 受入槽等の液量管理について
○ 具体的な管理条件と保安規定の申請時期について

ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟

受入槽等の液量管理に係る保安規定の変更時期について

【概要】

- ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の受入槽・回収液槽及び濃縮器については、耐震裕度を向上するために液量管理を行うこととした(第45回監視チーム会合)。
 - ・ 受入槽・回収液槽については、通常運転時においては 5.5 m^3 (密度 1.28 g/cm^3 以下)、非定常時においては 4 m^3 (密度 1.6 g/cm^3 以下)を液量管理値とした。ただし、送液時の送液精度・配管からの液戻り等の変動により一時的に管理値を超過する場合においては、速やかに管理値に戻すことを条件として許容超過期間を設けることとした。
 - ・ 濃縮器についても、耐震裕度確保の観点から液量を制限することとし、液量管理値として 1.0 m^3 を示した。
- 許容超過期間など上記液量管理の運用方法の具体的内容については、保安規定において明確にする方針であり、そのための保安規定変更に係る申請は10月上旬頃を予定している。
また、5月29日に廃止措置計画の一部補正を申請した内容の内、高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽の液量管理に係る保安規定の変更についても上記申請に含める。

令和2年7月27日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構